

一般社団法人 日本産科婦人科内視鏡学会
特定非常災害等における会員の救済に関する規則

第1条（目的）

この規則は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）の第2条に定める特定非常災害（以下、「特定非常災害」という）、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言など、その他大規模な災害が発生した場合における、一般社団法人日本産科婦人科内視鏡学会（以下、「この法人」という。）の会員に対する救済等の対応について定めることを目的とする。

第2条（対象会員）

この規則の適用を受ける会員（以下「対象会員」という）は、次条に定める災害及び地域に該当する会員とする。

第3条（適用範囲）

- 1 この規則が適用される災害は、以下の各号の通りとする（適用された災害を「本災害」という）。
 - ① 特定非常災害
 - ② 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)の第2条に定める激甚災害
 - ③ その他理事会が認めた災害
- 2 この規則が適用される地域は、理事会の決議をもってこれを定める。

第4条（会費免除）

この法人は、理事会の決議によって、対象会員の本災害にかかる事業年度（納入済みであればその翌事業年度）の会費を免除する。

第5条（技術認定制度申請における救済）

この法人は、技術認定制度委員会から提案された救済制度を理事会の決議によって、技術認定制度を保有するものまたは申請中の対象会員に対して、以下の事項を定めることができる。

- ①提出書類の一部の省略の可否及びその内容
- ②提出期限の伸長の可否及びその期間

第6条（認定研修施設制度申請における救済）

この法人は、認定研修施設制度委員会から提案された救済制度を理事会の決議によって、認定制度を保有する施設または申請中の対象施設に対して、以下の事項を定めることができる。

- ①提出書類の一部の省略の可否及びその内容
- ②提出期限の伸長の可否及びその期間

第7条（学術講演会等参加費の免除）

この法人は、理事会の決議によって、対象会員について、学術講演会等の参加費の免除の可否、並びに、その対象期間を定めることができる。

第8条（適用申請）

- 1 対象会員において、この規則の適用を受けようとする場合は、この法人が定めた申請書類に加え、以下の書類を添付しなければならない。
 - ① 罹災証明書（写しでも可とする）その他これに準ずる書類
 - ② その他理事会が必要と認めた書類
- 2 前項の申請は、対象会員本人からの申請とする。

第9条（電磁的方法による代用）

第3条から第7条までの事項の決定について、理事会の開催までに時間的猶予がない場合は、電磁的方法による審議における全理事の過半数の賛成をもって、理事会の決議に代えることができるものとする。

第10条（公表等）

この法人は、第3条から第7条までの規定に基づき定められた事項について、この法人のホームページ、機関誌、メール配信等によって公表ないし通知する。

第11条（補則）

- 1 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。
- 2 この規則の変更及び廃止は、社員総会決議をもって行う。

附則

この規則は、令和2年6月19日から施行する。